

高等教育修学支援新制度 (日本学生支援機構 給付型奨学金・授業料減免)

【給付型奨学金】

本学は給付型奨学金の対象校として国の確認を受けていますので、世帯収入の基準を満たして、しっかりとした「学ぶ意欲」があれば、奨学金の支給を受けることができます。(支給を受けることになっても、世帯収入や学業成績により、支給を停止されたり、打ち切られたりする場合があります。)

	給付型奨学金			
申込資格	次の何れにも該当すること 世帯収入の要件を満たしていること（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯） 学ぶ意欲のある学生であること（成績だけでなく、学習計画書などでも学ぶ意欲を評価）			
学力基準	1年次 次の何れかに該当すること ア 高校の評定平均値が3.5以上、又は入試の成績が入学者の上位 1/2 以上であること イ 学修計画書により学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること 2年次以上 次の何れかに該当すること ア GPA 等が上位 1/2 以上であること イ 修得単位数が標準単位数以上であり、かつ、学修計画書により学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること			
給付月額	第Ⅰ区分	自宅 38,300 円（42,500 円）	自宅外 75,800 円	
	第Ⅱ区分	自宅 25,600 円（28,400 円）	自宅外 50,600 円	
	第Ⅲ区分	自宅 12,800 円（14,200 円）	自宅外 25,300 円	
	第Ⅳ区分	自宅 9,600 円（10,700 円）	自宅外 19,000 円	
募集時期	予約採用	高校在学時（予約採用者は、高校在学時に申し込み、大学進学後に進学届を提出）		
	在学採用	毎年 4月又は10月		
	家計急変	随時（家計急変の事由発生後3ヶ月以内に申込み）		
採用後の適格審査	家計の経済状況に関する確認 資産と所得の状況を、それぞれ毎年春頃と夏頃に確認し、基準に該当しない場合は10月から支援額が変更となったり、支援対象外（停止）になったりする場合があります。 学業成績に関する確認 学年ごとに確認を行い、次の何れかに該当する場合は支給が打ち切りとなります。 ア 修業年限で卒業できないことが確定した場合 イ 修得単位数の合計が標準単位数の6割以下の場合 ※変更前5割 ウ 出席率が6割以下など、学修意欲が著しく低いと判断された場合 ※変更前5割 エ 連続して警告（学業成績の向上に努めるよう指導）を受けた場合			

(2025 年度の適格認定から変更)

※ 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする者本人が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら児童養護施設等から通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

【授業料減免】

日本学生支援機構の給付型奨学金の支給を受けることができる場合は、授業料・入学金の減免を受けることができます。減免を受けるためには、減免の対象者の認定に関する申請書の提出が必要です。減免額は、住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する額を上限とし、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、上限額の 2/3 または 1/3 の額が減免されます。具体的な減免額は次のとおりです。

	授業料	入学金
第Ⅰ区分（上限額）	700,000 円	260,000 円
第Ⅱ区分（2/3 の額）	466,700 円	173,400 円
第Ⅲ区分（1/3 の額）	233,400 円	86,700 円
第Ⅰ区分～第Ⅳ区分（多子世帯）	700,000 円	260,000 円
多子世帯 ※給付奨学金の毎月の支給はありません。	700,000 円	260,000 円